

住宅用家屋証明書を取得するにあたって(概要)

該当項目

必要書類

申立書及び家屋未使用証明書は原本をお持ちください。

該当項目	必要書類
中古 または 新築	<p>中古 (移転登記)</p> <p>住民票の移転</p> <p>移転済</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 売買契約書または譲渡証明書 2 建物の登記事項証明書(保存) ※登記情報提供サービスから印刷する場合には「照会番号」の添付が必要です。 3 住民票(写) 4 [該当する場合] <p>受領</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震基準適合証明書(写)又は住宅性能評価書(写)※2、 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る保険付保証証明書
	<p>未移転</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 売買契約書または譲渡証明書 2 建物の登記事項証明書(保存) ※登記情報提供サービスから印刷する場合には「照会番号」の添付が必要です。 3 申立書(本人が記入) 4 住民票(写) 5 現在住んでいる家屋の 処分方法に関する書類※1 6 [該当する場合] <p>受領</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震基準適合証明書(写)又は住宅性能評価書(写)※2、 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る保険付保証証明書
取得(※3) または 自己新築	<p>取得(※3) (保存登記)</p> <p>住民票の移転</p> <p>移転済</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 売買契約書または譲渡証明書 2 (1)から(4)のうちいずれか (1)建物の登記事項証明書(表示) ※登記情報提供サービスから印刷する場合には「照会番号」の添付が必要です。 (2)建物の登記完了証(書面申請)と表示登記受領証 (3)建物の登記完了証(電子申請) (4)建物の登記簿謄本 <p>受領</p> <ul style="list-style-type: none"> 3 住民票(写) 4 家屋未使用証明書
	<p>未移転</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 売買契約書または譲渡証明書 2 (1)から(4)のうちいずれか (1)建物の登記事項証明書(表示) ※登記情報提供サービスから印刷する場合には「照会番号」の添付が必要です。 (2)建物の登記完了証(書面申請)と表示登記受領証 (3)建物の登記完了証(電子申請) (4)建物の登記簿謄本 <p>受領</p> <ul style="list-style-type: none"> 3 申立書(本人が記入) 4 住民票(写) 5 現在住んでいる家屋の 処分方法に関する書類※1 6 家屋未使用証明書
	<p>自己新築 (保存登記)</p> <p>住民票移転済か</p> <p>移転済</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (1)から(4)のうちいずれか (1)建物の登記事項証明書(表示) ※登記情報提供サービスから印刷する場合には「照会番号」の添付が必要です。 (2)建物の登記完了証(書面申請)と表示登記受領証 (3)建物の登記完了証(電子申請) (4)建物の登記簿謄本 <p>2 住民票(写)</p>
	<p>未移転</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (1)から(4)のうちいずれか (1)建物の登記事項証明書(表示) ※登記情報提供サービスから印刷する場合には「照会番号」の添付が必要です。 (2)建物の登記完了証(書面申請)と表示登記受領証 (3)建物の登記完了証(電子申請) (4)建物の登記簿謄本 <p>2 申立書(本人が記入)</p> <p>3 住民票(写)</p> <p>4 現在住んでいる家屋の 処分方法に関する書類※1</p> <p>受領</p>

※1詳しくは、ホームページ「住宅用家屋証明申請にあたって」をご覧ください。

※2取得の日以前20年超(一定の条件に該当する場合は25年超)に建築された家屋について必要となります。

なお、当該家屋の取得の日前2年以内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限りです。

※3売買または競落による取得に限りです。